

平成 22 年度 事業計画

平成 22 年 4 月 1 日

平成 23 年 3 月 31 日

1 機関紙の発行

機関紙『民友』（A5 版 48 頁、年 4 回）各 1,000 部ずつ発行する。
機関紙を会員に頒布するほか、蘇峰翁縁の団体、機関、マスコミ
関係者に贈呈する。

・ 主な贈呈先

毎日新聞社、同志社大学、二宮蘇峰記念館、静岡新聞社
水俣蘇峰記念館、淇水文庫、蘇峰生誕記念館、駿府博物館

2 青少年育成事業

・ 静岡新聞社、静岡放送、駿府博物館と共催で幼稚園児、小、中、
高校生、一般を対象に第 33 回蘇峰会静岡県書道展を開催する。

3 徳富蘇峰書翰集編纂のための資料の整理を進める

財団法人蘇峰会寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人蘇峰会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区登呂3丁目1番1号静岡新聞放送会館内におく。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、徳富蘇峰先生の遺業を顕彰し、先生の抱懐した愛国の精神を継承普及するとともに、青少年の健全な育成を図り、もって文化国家の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 蘇峰先生著作の普及、研究、書簡集その他先生に関する出版物の刊行など
- (2) 政治、経済、外交、歴史などに関する講演会
- (3) 青少年の健全育成に資する講座、会合などの事業
- (4) 徳富蘇峰遺墨展、その他先生に関する展示会
- (5) その他目的を達成する為に必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、大石光之助の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 会 費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後三箇月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表および事業報告書ならびに正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員、および職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員をおく。

理事 7名以上9名以内

(うち、理事長1名、および常務理事1名)

監事2名又は3名

(役員を選任)

第17条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 18 条 理事長は、この法人の業務を総理しこの法人を代表する

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 20 条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 22 条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第 23 条 この法人には、評議員 15 名以上 20 名以内を置く。但し、理事現在数と同数以上とする。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

5 評議員には、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの

規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第 25 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第 26 条 理事会は、毎年2回以上理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 27 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 28 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画、および収入予算に関する事項

(2) 事業報告、および収支決算に関する事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。但し、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第 29 条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 31 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 32 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 雑則

(書類及び帳簿の備付等)

第 33 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第 34 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

以上は当法人の定款に相違ない。

平成 22 年 6 月 22 日

静岡県静岡市駿河区登呂 3 丁目 1 番 1 号

財団法人蘇峰会

理事長 松井 純

貸借対照表

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

科目	21年度	20年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
① 現金預金	12,038,346	2,009,397	10,028,949
② 未収金	0		0
③ 前払費用	440		440
	0	0	0
流動資産合計	12,038,786	2,009,397	10,029,389
2 固定資産			
(1) 基本財産			0
① 定期預金	15,000,000	15,000,000	0
② 有価証券	29,277,000	29,277,000	0
			0
基本財産合計	44,277,000	44,277,000	0
(2) 特定資産			
① 貸付金	0	120,000,000	△ 120,000,000
② 徳富蘇峰書刊刊行基金	0	7,000,000	△ 7,000,000
③ 運営調整基金	110,000,000	0	110,000,000
④ 退職給付引当資産	0	0	0
⑤ 減価償却引当資産	0	0	0
特定資産合計	110,000,000	127,000,000	△ 17,000,000
(3) その他固定資産	0	0	0
① 什器備品	0	0	0
② 電話加入権	0	0	0
その他固定資産合計	0	0	0
資産合計	166,315,786	173,286,397	△ 6,970,611
II 負債の部			
1 流動負債			
① 未払金	595,090	293,760	301,330
② 前受金	12,000	6,000	6,000
③ 預り金	65,100	65,100	0
流動負債合計	672,190	364,860	307,330
2 固定負債			
① 退職給付引当金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	672,190	364,860	307,330
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
① 補助金	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2 一般正味財産	165,643,596	172,921,537	△ 7,277,941
(うち基本財産への充当額)	44,277,000	44,277,000	0
(うち特定資産への充当額)	110,000,000	127,000,000	△ 17,000,000
正味財産合計	165,643,596	172,921,537	△ 7,277,941
負債及び正味財産合計	166,315,786	173,286,397	△ 6,970,611

収支予算書総括表

科目	21年度予算額	前年度予算額	増減
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	2,221,000	2,155,000	66,000
預金利息	80,000	14,000	66,000
株式配当	2,141,000	2,141,000	0
2 特定資産運用収入	1,800,000	1,800,000	0
貸付利息	1,800,000	1,800,000	0
3 会費収入	400,000	350,000	50,000
4 事業収入	330,000	400,000	△ 70,000
5 特定基金取崩収入	3,000,000	3,000,000	0
6 雑収入	0	0	
収入合計(A)	7,751,000	7,705,000	46,000
前期繰越金	2,000,000	4,656,290	△ 2,656,290
収入合計(B)	9,751,000	12,361,290	△ 2,610,290
II 支出の部			
1 事業費	8,667,080	8,497,080	170,000
民友印刷費	3,220,000	3,000,000	220,000
民友原稿料	650,000	700,000	△ 50,000
郵送・運搬費	180,000	180,000	0
書道展賞品	1,500,000	1,500,000	0
水俣支部寄附	320,000	320,000	0
書籍代	30,000	30,000	0
消耗品事務用品	10,000	10,000	0
交通費	10,000	10,000	0
給与	2,737,080	2,737,080	0
雑費	10,000	10,000	0
2 管理費	684,120	684,120	0
登記料	40,000	40,000	0
通信費	60,000	60,000	0
慶弔費	10,000	10,000	0
給与	304,120	304,120	0
租税公課	70,000	70,000	0
雑費	200,000	200,000	0
当期支出合計(C)	9,351,200	9,181,200	170,000
一般会計繰入前当期収支差額(A-C)	△ 1,600,200	△ 1,476,200	△ 124,000
公益事業繰入金(D)	0	0	0
一般会計繰入後当期収支差額(A-C-D)	△ 1,600,200	△ 1,476,200	△ 124,000
次期繰越収支差額(B-C-D)	399,800	3,180,090	△ 2,780,290

収支計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

科目	21年度予算額	21年度決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
① 基本財産運用収入	2,221,000	1,170,642	△ 1,050,358
② 特定資産運用収入	1,800,000	1,260,000	△ 540,000
③ 会費収入	400,000	423,000	23,000
④ 事業収入	330,000	432,000	102,000
⑤ 雑収入	0	0	0
事業活動収入計	4,751,000	3,285,642	△ 1,465,358
2 事業活動支出			
① 事業活動支出	8,667,080	8,779,601	△ 112,521
(1) 民友発行	7,167,080	7,058,567	108,513
給与	2,737,080	2,737,080	
民友印刷費	3,220,000	3,469,578	
原稿料	650,000	578,332	
郵送運搬費	180,000	222,152	
書籍代	30,000	0	
交通費	10,000	0	
消耗品事務用品費	10,000	19,425	
水俣書道展助成	320,000	0	
雑費	10,000	32,000	
(2) 書道展開催	1,500,000	1,721,034	△ 221,034
書道展開催経費	1,500,000	1,721,034	
② 管理費支出	684,120	1,783,982	△ 1,099,862
給与	304,120	304,120	0
登記費	40,000	44,000	△ 4,000
郵送・運搬費	60,000	53,602	6,398
慶弔費	10,000	10,000	0
交際費(水俣書道展助成)	0	600,000	△ 600,000
租税公課	70,000	72,000	△ 2,000
雑費	200,000	700,260	△ 500,260
当期支出合計	9,351,200	10,563,583	△ 1,212,383
事業活動収支差額	△ 4,600,200	△ 7,277,941	2,677,741
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
① 長期貸付金の回収による収入		120,000,000	
② 特定資産取崩収入	3,000,000	7,000,000	
投資活動収入計	3,000,000	127,000,000	△ 124,000,000
2 投資活動支出			
① 特定資産取得支出	0	110,000,000	
②	0		
投資活動支出計	0	110,000,000	△ 110,000,000
投資活動収支差額	3,000,000	17,000,000	△ 14,000,000

Ⅲ財務活動収支の部			0
1財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ予備費支出	0	0	0
当期収支差額	△ 1,600,200	9,722,059	△ 11,322,259
前期繰越収支差額	2,000,000	1,644,537	355,463
次期繰越収支差額	399,800	11,366,596	△ 10,966,796

収支予算書総括表

科目	21年度予算額	前年度予算額	増減
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	2,221,000	2,155,000	66,000
預金利息	80,000	14,000	66,000
株式配当	2,141,000	2,141,000	0
2 特定資産運用収入	1,800,000	1,800,000	0
貸付利息	1,800,000	1,800,000	0
3 会費収入	400,000	350,000	50,000
4 事業収入	330,000	400,000	△ 70,000
5 特定基金取崩収入	3,000,000	3,000,000	0
6 雑収入	0	0	
収入合計(A)	7,751,000	7,705,000	46,000
前期繰越金	2,000,000	4,656,290	△ 2,656,290
収入合計(B)	9,751,000	12,361,290	△ 2,610,290
II 支出の部			
1 事業費	8,667,080	8,497,080	170,000
民友印刷費	3,220,000	3,000,000	220,000
民友原稿料	650,000	700,000	△ 50,000
郵送・運搬費	180,000	180,000	0
書道展賞品	1,500,000	1,500,000	0
水俣支部寄附	320,000	320,000	0
書籍代	30,000	30,000	0
消耗品事務用品	10,000	10,000	0
交通費	10,000	10,000	0
給与	2,737,080	2,737,080	0
雑費	10,000	10,000	0
2 管理費	684,120	684,120	0
登記料	40,000	40,000	0
通信費	60,000	60,000	0
慶弔費	10,000	10,000	0
給与	304,120	304,120	0
租税公課	70,000	70,000	0
雑費	200,000	200,000	0
当期支出合計(C)	9,351,200	9,181,200	170,000
一般会計繰入前当期収支差額(A-C)	△ 1,600,200	△ 1,476,200	△ 124,000
公益事業繰入金(D)	0	0	0
一般会計繰入後当期収支差額(A-C-D)	△ 1,600,200	△ 1,476,200	△ 124,000
次期繰越収支差額(B-C-D)	399,800	3,180,090	△ 2,780,290

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

科目	21年度	20年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	1,170,642	2,532,958	△ 1,362,316
基本財産受取利息	99,868	102,647	△ 2,779
基本財産株式配当	1,070,774	2,430,311	△ 1,359,537
② 特定資産運用益	1,260,000	1,260,000	0
特定資産貸付利息	1,260,000	1,260,000	0
③ 受取会費	423,000	440,000	△ 17,000
④ 事業収益	432,000	430,100	1,900
⑤ 雑収入	0	0	0
経常収益計	3,285,642	4,663,058	△ 1,377,416
(2) 経常費用			
① 事業費	8,779,601	9,085,314	△ 305,713
(1) 民友発行	7,058,567	6,863,949	194,618
(2) 書道展開催	1,721,034	2,221,365	△ 500,331
② 管理費	1,783,982	589,497	1,194,485
経常費用計	10,563,583	9,674,811	888,772
当期経常増減額	△ 7,277,941	△ 5,011,753	△ 2,266,188
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 7,277,941	△ 5,011,753	△ 2,266,188
一般正味財産期首残高	172,921,537	177,933,290	△ 5,011,753
一般正味財産期末残高	165,643,596	172,921,537	△ 7,277,941
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△ 7,000,000	0	△ 7,000,000
指定正味財産期首残高	7,000,000	7,000,000	0
指定正味財産期末残高	0	7,000,000	△ 7,000,000
III 正味財産期末残高	165,643,596	172,921,537	△ 7,277,941

財 産 目 録

平成22年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	528,736		
普通預金	4,479,453		
静岡銀行東京支店	4,453,360		
静岡銀行呉服町支店	26,093		
郵便振替	30,157		
前払費用	440		
		5,038,786	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	15,000,000		
静岡銀行東京支店	5,000,000		
住友信託銀行静岡支店	10,000,000		
有価証券	29,277,000		
中央三井信託銀行日本橋営業所貸付信託	15,000,000		
(株)静岡新聞社株式 5,453株	2,726,500		
静岡放送(株)株式 23,101株	11,550,500		
基本財産合計	44,277,000		
(2) その他の固定資産			
定期預金	117,000,000		
その他の固定資産合計	117,000,000		
固定資産合計		161,277,000	
資産合計			166,315,786
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金 源泉税	65,100		
前受金	12,000		
未払金	595,090		
流動負債合計		672,190	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			672,190
正味財産			165,643,596